

強行犯・特殊犯事件即報要領の改正について

令和 7 年 4 月 11 日
大通達甲（捜一）第 2 号
刑事部長から刑事部捜査第一
課長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、強行犯・特殊犯事件を認知した場合における即時報告に関して必要な事項を定めたものである。